

○埼玉県警察親子カウンセリング専門員の委嘱等に関する訓令

平成元年 3 月 20 日

警察本部訓令第 6 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察資質鑑別専門員の委嘱等に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察親子カウンセリング専門員の委嘱等に関する訓令

題名改正〔平成 12 年本部訓令第 16 号〕

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、埼玉県警察親子カウンセリング専門員（以下「親子カウンセリング専門員」という。）の委嘱等について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 12 年本部訓令第 16 号〕

(定義)

第 2 条 この訓令において「親子カウンセリング専門員」とは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦により、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した者をいう。

一部改正〔平成 6 年本部訓令第 28 号、12 年第 16 号〕

(推薦)

第 3 条 少年課長は、4 年制以上の大学で心理学又は精神医学を修め、又はこれと同等の学識及び経験を有すると判断される者のうちから、適格者を推薦するものとする。

一部改正〔平成 12 年本部訓令第 16 号〕

(委嘱)

第 4 条 本部長は、親子カウンセリング専門員としての適否について検討し、相当と認めたときは、委嘱状（様式第 1 号）を交付して委嘱するものとする。

2 新たに親子カウンセリング専門員を委嘱する場合は、身分証明書（様式第 2 号）を交付するものとする。

一部改正〔平成 12 年本部訓令第 16 号〕

(委嘱期間)

第 5 条 親子カウンセリング専門員の委嘱期間は、1 年とする。ただし、再委嘱することができる。

2 期間満了前に解嘱となった場合、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成12年本部訓令第16号〕

(職務)

第6条 親子カウンセリング専門員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 少年及びその保護者に対する親子カウンセリングの実施に関すること。
- (2) 少年及びその保護者に対する親子カウンセリング結果の回答に関すること。
- (3) 心理判定結果の分析及び資料化に関すること。
- (4) 少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号）第3条第2項第3号に規定する少年相談専門員の補助に関すること。

一部改正〔平成12年第16号、15年第25号、19年第49号〕

(遵守事項)

第7条 少年課長は、親子カウンセリング専門員に対し、職務上知り得た事項を漏らすことのないよう留意させなければならない。

一部改正〔平成12年本部訓令第16号〕

(解嘱)

第8条 少年課長は、親子カウンセリング専門員が辞任を願い出たとき、死亡したとき、又は親子カウンセリング専門員として職務の遂行に適さない理由があると認めるときは、意見を付して、埼玉県警察親子カウンセリング専門員解嘱内申書（様式第3号）により、本部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成12年本部訓令第16号〕

(報償金)

第9条 親子カウンセリング専門員には、別に定める基準により報償金を支給する。

一部改正〔平成12年第16号、17年第20号〕

(事務処理)

第10条 親子カウンセリング専門員に関する事務は、生活安全部少年課において行う。

一部改正〔平成6年第28号、12年第16号〕

(細部事項)

第11条 この訓令の実施に関し必要な細部事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月6日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則（平成17年3月31日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日警察本部訓令第49号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

委 嘱 状

殿

年 月 日まで埼玉県親子カウンセリング専門員
に委嘱します

年 月 日

埼玉県警察本部長

身 分 証 明 書

写 真

2.5cm

埼玉県警察親子カウンセリング専門員

氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

埼玉県警察本部長 印

5.5cm

2.0cm

8.5cm

注意事項

- 1 本証は、親子カウンセリング専門員として必要がある場合にのみ携行すること。
- 2 本証は、不正に使用したり、他人に貸与したり、譲ったりしないこと。
- 3 本証を紛失、汚損したとき又は記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。
- 4 委嘱期間が終了したとき又は解嘱されたときは、本証を速やかに返納すること。

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

生活安全部少年課長

埼玉県警察親子カウンセリング専門員解嘱内申書

専門員の
住所、氏名
及び年齢

解任理由